

広島県告示第七百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | | |
|----------------|------------------------------|----------------|---|
| 所在地 | 広島県福山市駅家町大字法成寺及び同市駅家町大字万能倉地内 | | |
| | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項 |
| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| （一）本永谷（一）九六〇―四 | 急傾斜地の崩壊 | （一）本永谷（一）九六〇―四 | 急傾斜地の崩壊 |
| （一）本永谷（一）九六〇―五 | 急傾斜地の崩壊 | （一）本永谷（一）九六〇―五 | 急傾斜地の崩壊 |
| （一）本永谷（一）九六〇―三 | 急傾斜地の崩壊 | （一）本永谷（一）九六〇―三 | 急傾斜地の崩壊 |
| 掛迫（三五五七） | 急傾斜地の崩壊 | 掛迫（三五五七） | 急傾斜地の崩壊 |
| 掛迫（三五五七） | 急傾斜地の崩壊 | 掛迫（三五五七） | 急傾斜地の崩壊 |
| 掛迫（三五五七） | 急傾斜地の崩壊 | 掛迫（三五五七） | 急傾斜地の崩壊 |
| 川西（三五五九） | 急傾斜地の崩壊 | 川西（三五五九） | 急傾斜地の崩壊 |
| 川西（三五五九） | 急傾斜地の崩壊 | 川西（三五五九） | 急傾斜地の崩壊 |
| 川西（三五五九） | 急傾斜地の崩壊 | 川西（三五五九） | 急傾斜地の崩壊 |
| 西組上（一九七三―二） | 急傾斜地の崩壊 | 西組上（一九七三―二） | 急傾斜地の崩壊 |
| 西組上（一九七三―三） | 急傾斜地の崩壊 | 西組上（一九七三―三） | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | |
|--------------|---------|---------|--------------|---------|---------|
| 西組上(一九七三―四) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 西組上(一九七三―四) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東中(二〇六七八) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 東中(二〇六七八) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東中(二〇六七八―一) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 東中(二〇六七八―一) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 法成寺(五三九五) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 法成寺(五三九五) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 法成寺(五三九五―一) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 法成寺(五三九五―一) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 法成寺(五三九五―二) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 法成寺(五三九五―二) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 法成寺(五三九五―三) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 法成寺(五三九五―三) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 法成寺(五三九五―四) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 法成寺(五三九五―四) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東法成寺(三三五八) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 東法成寺(三三五八) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東法成寺(三三五八―一) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 東法成寺(三三五八―一) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東法成寺(三三五八―二) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 東法成寺(三三五八―二) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東法成寺(三三五八―三) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 東法成寺(三三五八―三) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東法成寺(三三五八―四) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 東法成寺(三三五八―四) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 川西(五一〇九隣) | 土石流 | 次の図のとおり | 川西(五一〇九隣) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 掛追(八一〇七) | 土石流 | 次の図のとおり | 掛追(八一〇七) | 土石流 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。